

【81】もったいなかった国有河岸地の処分

都市計画の歴史で初めての法制である大正8年（1919）の「都市計画法」ではその第9条に、“都市計画区域内に在する国有河岸地にして公共の用に供せざるものは第6条の費用を負担する公共団体にこれを下付することを得”とあります。第6条というのは、公共団体（今の地方自治体）の執行する都市計画事業の費用は公共団体の負担とする旨を定めています。当時の大蔵省は地方の行う都市計画事業に国費を充当することを極端に嫌っており、この第6条も国費を出さない予防的規定のようにも読めます。せめてもの支援策が当時、東京、大阪、名古屋などの大都市の市街地河川に見られる河岸の国有地を地方に下付（無償移管）するということなのでしょう。

江戸時代、都市の物流が舟運に依存していた時代には市街地河川の河岸は船着場や荷揚場として公共的な存在でした。明治維新後、民有でない河岸地は新政府の所有となっていたのです。こうして地方へ渡された河岸地は公共的な用途に使われたものもありましたが、多くは区画整理用地や直接の払い下げにより民有と化し、倉庫や家屋が河川に接して並ぶことになりました。

せめて河川管理者に引き継いでくれていたら、河川の拡幅や河岸の通路用地として活用できたはずですが。しかし、河川の窓口たるべき内務省土木局河川課は、全国の大河川の治水事業に忙しく、小河川のことには無関心でした。河川行政が中小河川に注意を向けるのは昭和に入ってからですし、ましてや都市河川の重要性に気付くのは高度成長期の昭和40年代のことです。

また、都市計画関係者も街路、広場、公園等のインフラの整備や市街地の区割り等の業務に関心があり、市街地河川は舟運のルートくらいにしか考えていなかったのも、現在のような都市の景観や環境の観点からの河岸地の活用など思いもよらなかったのでは。

それぞれの時代には、その時代の価値観があるのですが、国有河岸地が長期的構想や計画によってではなく、主として財政的視点から処分されたことは歴史的に見ても悔やまれる事でした。